

# art for all 定款

2020年5月1日 制定  
2024年6月28日 改訂

## 第1章 総則

### <名称>

第1条 本会は、名称を「art for all」または「アート・フォー・オール」とする。

### <事務所>

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### <目的>

第3条 本会は、美術について関心のある人達の連合組織とする。本会の目的は、美術関係者のネットワークを作り、美術関係者の労働環境を改善するなど、文化・芸術の発展に寄与する活動である。本会は他の団体との連携を重視し、美術関係者が自立して活動ができるネットワーク形成を目指す。

### <事業>

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- アンケートなどを通じた実態調査
- オンライン会議を行い美術関係者のヒアリング
- 美術の生態系を改善することを目的とした勉強会
- 行政への要請書作成と署名活動、およびその提出
- 本会に関する情報提供及び広報活動
- 本会の健全な財政の発展及び確立に向けて必要な活動
- その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会員

### <会の構成員等>

第5条 本会を構成する会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

### <加入>

第6条 本会への加入を希望する人は、所定の入会申込書を運営委員会に提出しなければならない。但し、art for all 憲章への同意を条件とします。

### <任意退会>

第7条 会員は所定の退会届を運営委員会に提出することによって、任意にいつでも退会することができる。

#### <協力会員>

第8条 本会は、その財政を支え、運動の広がりや普及を図ることを目的として、広範な協力会員を募集する。ただし、総会での議決権はない。

#### <会費等>

第9条 会員および協力会員は、総会の決議により別に定める会費、協力会費を支払う義務を負う。

#### <委員・役員>

第10条 本会は、ジェンダーバランスに配慮して次の役員を置く。

- (1) 運営委員6人以上15人以下
- (2) 運営委員のうち共同代表3人以上
- (3) 運営委員のうち監事1人以上（ただし、共同代表と兼任は不可）

2 第2項に定める役員は、運営委員会の互選により選出する。

3 第3項に定める役員は、運営委員会の互選により選出する。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。運営委員においては隔年で半数ずつ新選する。

#### <総会>

第11条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他、会の運営に関する重要事項

3 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第4章 会計

#### <事業年度>

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### <事業計画及び活動予算>

第13条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 拠出金
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) その他の収入

## 第5章 定款の変更および解散

<定款の変更>

第14条 この定款は総会の3分の2の賛成によって変更できる。

<解散>

第15条 本会は、総会の決議によって解散する。

## 第6章 補則

<委任>

第16条 この定款に定めるもののほか本会の運営に関する必要事項は、運営委員会の決議により別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、本会の成立の日（以下、「設立日」という）から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

共同代表 笠原 恵実子  
川久保 ジョイ  
小泉 明郎  
白川 昌生  
津田 道子  
村上 華子

運営委員 井上 文雄  
大小島 真木  
岡田 裕子  
高屋 永遠  
田中 功起  
生川 珠央  
深井 厚志  
藤井 光  
本間 かおり  
森山 晴香

監 事 大舘 奈津子

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、設立日から2021年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、設立日から2021年3月31日までとする。
- 5 本会の2024年度の役員は、次に掲げる者とする。

共同代表 笠原 恵実子  
川久保 ジョイ  
白川 昌生  
村上 華子

運営委員 井上 文雄  
藤井 光  
布施 南風  
湊 茉莉  
森山 晴香

監 事 大館 奈津子

本定款は、本会の設立日である2020年5月1日から施行する。  
2024年6月28日、定款の一部を改正し、即日施行する。